

佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県議会副議長 岡 口 重 文

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>(事務局職員の職)</p> <p>第1条 佐賀県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="232 624 1104 1002"> <tr> <td data-bbox="232 624 524 1002">書記</td> <td data-bbox="524 624 1104 1002"> 略 係長 主査 <u>副主査</u> 主事 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 954 1104 1002">略</td> </tr> </table>	書記	略 係長 主査 <u>副主査</u> 主事 略	略		<p>(事務局職員の職)</p> <p>第1条 佐賀県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="1158 624 2029 1002"> <tr> <td data-bbox="1158 624 1449 1002">書記</td> <td data-bbox="1449 624 2029 1002"> 略 係長 <u>主任主査</u> 主査 主事 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 954 2029 1002">略</td> </tr> </table>	書記	略 係長 <u>主任主査</u> 主査 主事 略	略	
書記	略 係長 主査 <u>副主査</u> 主事 略								
略									
書記	略 係長 <u>主任主査</u> 主査 主事 略								
略									
<p>(職員の職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>主査及び副主査</u>は、上司の命を受けて、分掌事務を処理する。</p> <p>7 略</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第26条 文書の管理については、この規程に定めるもののほか、<u>佐賀県文書規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第</p>	<p>(職員の職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>主任主査及び主査</u>は、上司の命を受けて、分掌事務を処理する。</p> <p>7 略</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第26条 文書の管理については、この規程に定めるもののほか、<u>佐賀県文書管理規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規</p>								

改正前	改正後
45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程(平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。	程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程(平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。